



日サ協発第 210093 号

2021 年 6 月 11 日

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会

国際サッカー評議会（以下、IFAB）から 2021 年 5 月 28 日付け回状第 23 号をもって「第 3 条の暫定的改正の更なる延長」について通達がありました。通達自体の日本語訳は、下記のとおりです。

今回の通達は、IFAB から 2020 年 12 月 18 日付けで通達された「第 3 条—競技者：暫定的改正の延長」（本協会より 2021 年 1 月 14 日付け日サ協発第 210002 号にて発信）の期間を、2021 年 12 月 31 日前に終了予定の競技会から再度延長して、2022 年 12 月 31 日までに終了を予定している競技会においても適用できるとしました。

本通達について、各協会、連盟等において、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

記

「第 3 条—競技者」の暫定的改正—延長

国際サッカー評議会（IFAB）の理事会は、本日（5 月 28 日）リモートで通常会議を開催し、サッカー界のいくつかの主要なステークホルダーからの意見を踏まえ、「第 3 条—競技者」の暫定的改正の更なる延長について合意した。

既に 2020 年 5 月 8 日付け回状 19 号、2020 年 7 月 15 日付け回状 20 号、2020 年 12 月 18 日付け回状 21 号および 2021 年 3 月 17 日付け回状 22 号で説明されているとおり、新型コロナウイルス（COVID-19）のサッカーへの影響対応が暫定延長の主たる理由である（トップレベルの競技会において、1 試合あたり 1 チーム 5 人の交代導入ができる）。特に期間短縮や開催日が詰まっている大会日程が多くなり、競技者の安全や健康に影響を与えることが懸念される。

現在 IFAB は COVID-19 の世界的感染によるサッカー関係者（ステークホルダー）のフィードバックや競技会日程への影響分析などの調査によれば、暫定的な競技規則改正が依然として有効であるとしている。

公益財団法人 日本サッカー協会

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷 3-10-15) JFA ハウス

Tel.050-2018-1990 Fax.03-3830-2005

www.jfa.jp

これにより、I F A B理事会は、2022年12月31日までに終了を予定している、すべてのトップレベルの競技会のために、暫定的改正を延長することとした。

競技会が、暫定的改正のオプション 暫定的改正案を導入する場合、一部修正することなく、改正案に基づき、すべてを適用しなければならないことに、ご留意願いたい。

どうぞよろしくお願いいたします。また、何か疑義あれば、遠慮なくご連絡いただきたい。

皆さまが安全で健康に、過ごされることを願って。

以上

国際サッカー評議会
事務総長 ルーカス・ブラッド